

「生活困窮者自立支援法案（仮称）」に関する意見

平成 25 年 4 月 22 日
全 国 知 事 会

先般、国から、今国会へ上程予定の「生活困窮者自立支援法案（仮称）」が提示された。新たな生活困窮者支援制度について、都道府県としては、国、市町村、民間団体等との適切な役割分担の下必要な実施体制が整備されるのであれば、積極的に責任を担う覚悟であり、真に持続可能な実効ある制度とするため、改めて意見を申し入れるので、国においては、反映に努めるとともに、今後地方と十分協議し、合意の上で制度の具体化を進めるよう求める。

1 国、都道府県及び市町村の役割と責任の明確化について

(1) 国の役割と責任の明確化及び必要な財政措置について

第二のセーフティネットは国の責任で整備すべきものであり、新たな生活困窮者支援制度の制定に当たっても、生活保護に至る前の段階の全国一律のセーフティネットであることに鑑み、国がこれまで取り組んできた第二のセーフティネット事業等の成果を検証し、これら既存事業との関係を整理した上で、全国で適切に事業が展開されるよう、その責任において十分な財政的・人的手当を講じる必要がある。

法案において、必須事業の国庫負担が 3/4 とされていることについては、生活保護と同率でありやむを得ないものと考えるが、就労準備支援事業等の任意事業についても、今後の事業実態を踏まえ、必須事業に準じた国庫補助率とするよう検討すべきである。

また、実施主体が十分に機能を果たせるよう、人材や民間団体の育成等国による人的支援の制度化を図るとともに、実施体制の整備や事業の委託が円滑に推進されるよう国庫負担等に係る対象経費を幅広く設定した上で、地方負担分及び新たな自治体の業務負担について確実に地方財政措置を講じるべきである。

(2) 実施主体について

全国知事会ではこれまで、新制度の実施主体は基礎自治体とすることが考えられるため、市町村と十分協議を行うとともに、広域自治体である都道府県の役割を明確にするよう申入れをしてきたところである。

生活保護制度の運用を通じて既に生活困窮者支援の実績等がある福祉事務所設置自治体を実施主体とすることはやむを得ないものと考えるが、実施に係る国、都道府県及び市町村の役割を明確にする必要がある。特に、生活困窮者に対しきめ細かな対応をするためには、住民に最も身近な基礎自治体の関与は必要不可欠であることから、福祉事務所未設置町村の関与のあり方について当該町村と十分協議し、その担う役割や責任を明確にするとともに、積極的に新制度に関与できる方途を講じ、将来的には全ての基礎自治体を実施主体とすることを検討すべきである。

また、制度の具体化に当たっては、小規模な福祉事務所設置自治体が近隣自治体と共同で事業を実施する等円滑な事業実施のための方策を講じるべきである。

2 第二のセーフティネット機能の強化について

法案では、既存の住宅支援給付を制度化し居住確保給付金として必須事業とすることが盛り込まれているが、就労に向けた支援においては、居住確保給付金との併用を認めるなどその期間の生活支援についても検討し、第二のセーフティネットとしての機能を強化すべきである。

3 中間的就労の認定について

中間的就労事業所の適格性等の認定については、いわゆる「貧困ビジネス」を排除するための具体的な方策を十分検討し、それを踏まえて基準や手続き等を明確にするとともに、地方が認定業務を担うための体制整備等に配慮すべきである。

4 ハローワークの地方移管について

法案では、全福祉事務所において、自治体とハローワークが一体となった常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を整備することに加え、希望自治体にハローワークの求人情報をオンライン提供し、自治体自ら職業紹介等の就労支援まで一貫して実施することを可能とすることが盛り込まれているが、生活困窮者の生活面の支援から職業紹介等の就労支援に至る全ての支援を地方が責任を持って一体的に実施できるよう、早急にハローワークの地方移管を実現すべきである。

5 生活困窮者自立促進支援モデル事業について

平成 25 年度から実施される「生活困窮者自立促進支援モデル事業」においては、先進的な事例だけではなく、地域資源が乏しい自治体等様々な形態のモデルを採択し、平成 27 年度の施行に向け多様なニーズに応えることができるようにすべきである。

さらに、モデル事業の成果や課題を速やかに検証し、地方と十分協議しながら、省令やガイドラインの制定等制度の詳細の整備を進めるべきである。

6 生活保護制度の見直しについて

新制度が有効に機能するためには、稼働年齢層の経済的困窮者や生活保護受給者の増加に対する抜本的な解決が必要であり、国は、積極的に経済、雇用対策を講じ、新たな雇用機会の確保や仕事の創出に全力を注ぐとともに、生活保護制度について、年金制度や失業者対策等との整合を図りつつ、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担は最低限維持した上で、不断の見直しを行うべきである。